

栽培漁業資源回復等対策事業

139（150）百万円

対策のポイント

資源回復計画や国際的な課題、海域環境悪化に対応した資源の造成を効果的に展開するため、海域レベルでの適地で種苗放流を実施する体制の構築に向けた取組を支援します。

（栽培漁業を巡る事情）

- ・資源状況や漁場環境の悪化、輸入水産物との競合などにより大変厳しい状況となっており、需要の高い水産資源を早急に回復・増大させることが重要。
- ・資源を回復・増大させるには、漁獲努力量削減や漁場環境保全措置の実施とともに、積極的に資源を造成させる種苗放流を推進することが不可欠。
- ・魚介類の回遊範囲を考慮した、都道府県の境界にとらわれない海域レベルの適地で放流を行うことにより、より効率的かつ効果的な資源の造成を図る必要。

（事業例）太平洋中海域のトラフグ

伊勢湾・三河湾を中心に駿河湾から熊野灘で回遊するトラフグについて、静岡・愛知・三重の各県が連携して、この海域のトラフグ稚魚の放流適地と考えられる地点で標識をつけて放流。水揚げされる市場の調査などを通じて放流効果を検証し、よりよい放流地点の探索等を実施。

政策目標

種苗放流による効果的な資源回復

<内容>

海域レベルでの適地種苗放流体制の構築を図るため、適地放流体制を検討するための協議会の開催、種苗の確保、放流適地での標識放流の実施及び市場調査等の放流効果調査などを支援します。

【担当課：水産庁栽培養殖課 03-3502-8489（直）】